

# 萩原ホームヘルプステーション 運営規程

## （訪問介護・訪問介護相当サービス）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人下呂市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が開設する萩原ホームヘルプステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問介護、訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、（准）看護師又は訪問介護員研修の修了者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な訪問介護、訪問介護相当サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことによって、利用者の生活機能の悪化を予防し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 訪問介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 萩原ホームヘルプステーション  
所在地 下呂市萩原町萩原875番地2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管 理 者	—	1		サービス提供責任者及び訪問介護員等と兼務
サービ ス提 供責 任者	介護福祉士	2		1名は管理者及び訪問介護員等と兼務、 1名は訪問介護員等と兼務
	ヘルパー1級			
訪問介護員	介護福祉士	2	6	1名は管理者及びサービス提供責任者 と兼務、1名はサービス提供責任者と兼 務
	看護師・准看護師		1	
	ヘルパー1級			
	ヘルパー2級			

（1）管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・個別サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（3）訪問介護員

訪問介護員は、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 萩原ホームヘルプステーション：日曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月29日から1月3日までを除く。  
また、天災及び事業所のやむを得ない事情により休業する場合あり。
- ②営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- ③上記営業日及び営業時間外でも別途対応可能とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- ①身体介護
  - ②生活援助
  - ③通院等乗降介助
  - ④介護及び生活全般の支援
- 2 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。
- 3 利用者の都合により、サービスの利用を中止した場合は、次の料金を徴収する。ただし、利用者の容体の急変など緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- ①サービス利用日の前日の午後5時までの連絡の場合 キャンセル料 無料
  - ②サービス利用日の当日または連絡がない場合 キャンセル料 一律500円
- 4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員は、訪問介護等の提供を行っているときに、利用者にて病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、下呂市内萩原地域、馬瀬地域及び小坂地域の区域とする。

(身体拘束の禁止)

- 第9条 事業所は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
  - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
    - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
    - (3) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(虐待防止のための措置について)

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情解決)

- 第11条 事業所は、提供した訪問介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問介護等に関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は当該職員からの質問・照会に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う調査に協力するとともに国保連から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は、すべての従業者（登録型の従業者を含む。以下同じ。）に対し、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ②継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切な訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月28日から施行する。
- この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 1年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 12月 1日から施行する。  
この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和 8年 4月 1日から施行する。